



Tyawa タイワ HRS 事業協同組合



## 特定技能制度のガイド

### 1. 特定技能とは？

2019年4月に新設された在留資格です。日本国内において人手不足が深刻化する12業種で、外国人の就労が解禁されました。

以下の12業種です。(2023年5月現在)。

介護、ビルクリーニング、建設、素形材・産業機械・電気・電子情報関連製造業、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

●在留資格「特定技能」は2種類に分かれています。

#### ①特定技能1号

対象:12業種

在留期間:通算で5年となっており、他の在留資格を得ない限りは5年を超えて日本に留まることはできません。

家族滞在が不可能です。

#### ②特定技能2号

対象:建設、造船・船用工業、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の11業種です。(2023年6月に拡大!)

在留期間:他の在留資格と同様に要件を満たしていれば更新することが可能であり、更新の回数に制限もありません。従って、特定技能2号の就労者は日本の永住者となり将来にわたって日本の産業を支えていく可能性があるのです。家族滞在も可能です。

### 2. 特定技能資格を取得する条件

特定技能資格を取得するためには、以下の二つの条件が必要となります。

●特定技能評価試験に合格する(日本語評価試験と特定技能評価試験)

●技能実習2号を修了する

※外国人技能実習生の場合、3年の研修期間が修了して、また同じ業種で働きたいなら、上記の2つの試験を受けなくても良いです。

### 3. 特定技能と技能実習生の違い

	特定技能	技能実習生
在留資格	特定技能	技能実習
目的	日本の人手不足の解消する	日本の技術や技能を開発途上国へ伝達・移転する
法令	・出入国管理及び難民認定法	・外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 ・出入国管理及び難民認定法
滞在年数	1号：5年 2号：3年ごとに更新×無期限	1号：1年以内 2号：2年以内 3号：2年以内（合計最長5年）
業種	1号：14業種 （①介護②ビルクリーニング ③素形材産業④産業機械製造業⑤電気・電子情報関連産業⑥建設⑦造船・船用工業⑧自動車整備⑨航空⑩宿泊⑪農業⑫漁業⑬飲食物品製造業⑭外食業） 2号：2業種 （⑥建設⑦造船・船用工業）	1号：基本的な制限なし 2号：80職種 144作業 3号：80業種 144作業
家族帯同	特定技能1号：不可 特定技能2号：可	1号、2号、3号ともに不可
技能水準	1号：相当程度の知識及び経験を有する 2号：熟練した技能を有する	なし
入国時の試験	・特定技能評価試験 ・日本語評価試験	なし （介護職種のみ入国時 N4 レベルの日本語能力要件あり）
受入れ人数	企業ごとに受入れ制限なし 2024年までに最大345,150人受入れ見込み	企業規模ごとに受入れ方法（団体管理型、企業単独型）や常勤職員数に応じた人数枠あり
送出国	なし	外国政府の推薦又は認定を受けた団体
受入れ企業や人材をサポート、指導する機関	登録支援機関（1号のみ） （出入国在留管理庁による登録制）	監理団体

#### 4. 特定技能 1 号と 2 号の違い

	特定技能 1 号	特定技能 2 号
在留期間	1年・6か月・4か月ごとの更新 (通算5年まで)	3年・1年・6か月ごとの更新 (更新の上限なし)
技能水準	業種ごとの技能試験 または3年間の技能実習修了	より高度な技能試験
日本語能力水準	あり(生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認)	なし
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者、子)
外国人支援	受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象	受け入れ機関または登録支援機関による支援の対象外

- 在留期間

1号は通算で上限 5 年までですが、2号は更新される限り上限はありません。つまり、2号の場合は更新の継続により事実上無期限に滞在することができます。

#### 特定技能2号は 2023 年 6 月以降に拡大予定！

特定技能 2 号は「建設」と「造船・船用工業」の 2 職種しかありませんが、今後業種を大幅に拡大する案が政府から発表されました。現在の 2 職種に「農業」や「飲食料品製造」など 9 業種を増やし、1 号とほぼ同様の分野で外国人材を受け入れるとしています。

特定技能 1 号	特定技能 2 号
1 介護	1 建設
2 ビルクリーニング	2 造船・船用工業
3 建設	3 ビルクリーニング
4 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	4 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業
5 造船・船用工業	5 自動車整備
6 自動車整備	6 航空
7 航空	7 宿泊
8 宿泊	8 農業
9 農業	9 漁業
10 漁業	10 飲食料品製造業
11 飲食料品製造業	11 外食業
12 外食業	

なお、介護については、他の 13 分野にはない「在留資格:介護」という別の長期就労制度がすでにあるため、2号の創設は見送る方向で進んでいます。

## 5. 特定技能外国人を受け入れるメリット

### ●人手不足の解消

日本国内では高齢化と少子化の中で、人材が集まりにくいという状況ではないでしょうか。まず、第一に人手不足が解消されます。そして、外国人労働者は若者が沢山居り、労働力が確保できるため、高齢化が進む業種にとっては大きな戦力になります。

優秀な外国人労働者が多くて、特定技能を取得するためには特定技能評価試験と日本語評価試験に合格しなければいけないため、一定の知識や技能を持った状態で受入れることができます。

### ●在留資格を得るから、すぐ入国できる

技能実習生の場合、入国までに認可を得る必要があるため約6ヶ月～7ヶ月かかります。

しかし特定技能の場合、試験に合格していれば即戦力として雇うことが可能です。

### ●技能実習から継続して働いてもらえる

技能実習生で働いた後、業種の技能や知識が良好であれば、特定技能評価試験と日本語評価試験を受けなくても在留資格「特定技能」に移行することが可能です。

そのため、技能実習生で働いた年数にさらに5年の在留が加わるため、日本で長く就労することができます。

### ●日本語のコミュニケーションが可能

特定技能を取得した外国人は、日本語評価試験に合格しているか、もしくはN2以上の日本語能力を持っているため、技能実習生よりも円滑なコミュニケーションが可能です。

### ●特定技能2号では無期限で雇用できる

熟練した技能を持つ特定技能2号の外国人労働者は、3年ごとに在留資格を更新すれば、日本では無期限で就労することが可能になります。在留期間がないため、企業で長く働いてもらうことができます。

※コロナ禍に於いて、特定技能であれば、国内にいる特定技能ビザを持っている外国人を直ぐに面接し採用できる利点があります。